

こ 成 総 3 3

こ 支 総 3 0

令和 5 年 7 月 1 2 日

各 都 道 府 県 知 事 殿
各 市 区 町 村 長

こども家庭庁成育局長
(公 印 省 略)
こども家庭庁支援局長
(公 印 省 略)

こども家庭庁関係事務における
マイナンバー情報連携に係る実態調査について (依頼)

平素より、こども政策の推進に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。

今般、6月21日のマイナンバー情報総点検本部において、内閣総理大臣から、「マイナポータルで閲覧可能となっている全てのデータについて、本年秋までをめどに総点検を行う」よう指示がありました。これを踏まえ、マイナポータルで閲覧可能な情報を有する全ての制度等について、紐付けが正確に行われているか必要な点検を行うため、各省庁から紐付け実施機関に対し、現状の紐付け方法について調査を実施することといたしました。

こども家庭庁関係事務においては、マイナポータルで閲覧可能な情報として、①児童手当関係、②母子保健関係、③ひとり親家庭支援関係等、④障害児支援関係が取得可能となっていることから、①～④の項目ごとに、下記により、7月25日(火)17時までに御提出いただくようお願いいたします。

都道府県におかれましては、この旨を管内市区町村(指定都市、中核市、児童相談所設置市及び福祉事務所設置町村を含む。以下同じ。)に周知していただくとともに、管内市区町村の回答を取りまとめて御提出いただきますようお願いいたします。

なお、本件については、貴自治体の番号制度主管課と情報共有の上、御対応いただきますようお願いいたします。

記

1. 質問及び回答様式

別紙1 (●●) 【都道府県名】マイナンバーアンケート回答

2. 本照会の対象となる情報提供対象情報、本件照会先（紐付け実施機関）、問合せ先等

別紙2

3. 提出期限

令和5年7月25日（火）17時

4. 提出先

① 児童手当関係（特定個人情報番号3）

提出先メールアドレス： jidouteate.shidou@cfa.go.jp

（こども家庭庁成育局成育環境課児童手当管理室指導係）

② 母子保健関係（特定個人情報番号12, 23-1, 80, 86）

提出先メールアドレス： boshi-system@cfa.go.jp

（こども家庭庁成育局母子保健課）

③ ひとり親家庭支援関係等

（特定個人情報番号16, 18, 19, 21, 24-1, 25-1, 78-1）

提出先メールアドレス： kateifukushi.kikaku@cfa.go.jp

（こども家庭庁支援局家庭福祉課企画第一係）

④ 障害児支援関係（特定個人情報番号10, 23-2, 24-2, 25-2, 78-2）

提出先メールアドレス： shougaishien.hourei@cfa.go.jp

（こども家庭庁支援局障害児支援課企画法令係）

5. 提出方法

別紙1の提出用エクセルの「様式」シートに回答を記入の上、下記の記載例にならってメール件名及びファイル名を付けて御提出ください。

回答にあたっては、各都道府県において、都道府県分（②母子保健関係（No.23-1のみ）、③ひとり親家庭支援関係等及び④障害児支援関係（No.10を除く。）のみ）及び管内の市区町村分の回答を集約の上、御提出ください。

※今回は短期間で確実な調査を実施しなければならないことから、指定都市、中核市、児童相談所設置市及び福祉事務所設置町村の回答につきましても各都道府県において集約いただきますようお願いいたします。御負担をおかけしますが、御理解・御協力のほどよろしくをお願いいたします。

回答の集約にあたっては、市区町村が作成した回答様式の「一覧用」シートの2行目をコピーし、都道府県の回答様式の「一覧用」シートの3行目以降に貼り付けていただき、都道府県の回答様式のみを4の提出先に御提出ください。

※都道府県が紐付け実施機関ではない場合、都道府県の回答様式の「様式」シートは回答者情報(2行目から13行目まで)のみの記載で構いません。

なお、各情報提供対象情報について、回答を作成することとなる自治体(紐付け実施機関)は別紙2を参照ください。

(1) メール件名の付け方について

メール件名：【都道府県名】マイナンバーアンケート回答

※(記載例) 東京都の場合：【東京都】マイナンバーアンケート回答

(2) ファイル名の付け方について

お送りしているファイルのファイル名のうち【都道府県名】の部分のみ修正し、御提出ください。

※都道府県名以外は修正しないでください。

ファイル名：別紙1 (●●)【都道府県名】マイナンバーアンケート回答

※(記載例) 東京都の場合：別紙1 (●●)【東京都】マイナンバーアンケート回答

6. 回答にあたっての留意点について

(全般)

(1) 紐付け実施機関として責任を持って回答いただきますようお願いいたします。

(2) 回答にあたり、選択に迷う場合や一部で対応していない場合については、対応していないとの回答とするなど、より慎重な回答を選択するようお願いいたします。

(3) 回答様式の項目中、「制度分類」については、以下のように入力済みですので、このまま御提出ください。

①児童手当関係：

回答する特定個人情報	制度分類
3	18_子ども・子育て(児童手当)

②母子保健関係：

回答する特定個人情報	制度分類
12, 80, 86	20_子ども・子育て(母子保健)
23-1	22_子ども・子育て(障害児支援・小児慢性特定疾病医療)

③ひとり親家庭支援関係等：

回答する特定個人情報	制度分類
16, 18, 19, 21	19_子ども・子育て(ひとり親家庭)
24-1, 25-1, 78-1	22_子ども・子育て(障害児支援・小児慢性特定疾病医療)

④障害児支援関係：

回答する特定個人情報	制度分類
10, 23-2, 24-2, 25-2, 78-2	22_子ども・子育て(障害児支援・小児慢性特定疾病医療)

(個別)

(4) 各項目に関する留意事項については、以下を御参照ください。

別紙3-1 ①児童手当関係

別紙3-2 ②母子保健関係

別紙3-3 ③ひとり親家庭支援関係等

別紙3-4 ④障害児支援関係

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目回答シート

回答者情報

制度分類		
組織区分		
機関コード		#N/A
特定個人情報番号		#N/A
制度情報(自由記載)		
担当部署名		
回答責任者役職		
回答責任者氏名		
回答責任者氏名カナ		
担当者氏名		
電話番号		
メールアドレス		

- ◆リストから選択
- ◆リストから選択 ※「機関一覧」シートのF列をご参照ください。
- ◆入力 ※「機関一覧」シートから、該当の機関コードを入力ください。すると、機関名が
- ◆入力 ※「特定個人情報一覧」シートから対応する特定個人情報の番号を半角数字
- ◆自由入力 ※1つの特定個人情報に複数の制度が含まれるなど、どの情報について
- ◆入力 ※記載例:保険局健康保険課健康保健係
- ◆入力 ※課長級以上の役職の方が回答責任者となり、回答内容に担当者ごとのバ
- ◆入力 ※氏と名の間に空白を入力ください。
- ◆入力 ※氏と名の間に空白を入力ください。
- ◆入力 ※不明点がある場合の問い合わせ先の記入をお願いいたします。
- ◆入力 ※ハイフンなしの市外局番から記載ください。代表番号を記載する場合は、内
- ◆入力

情報未入力あり

未回答あり

調査項目への回答

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)
1-1	(市町村の場合のみ回答) 当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答すること	
1-2	(都道府県の場合のみ回答) 当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。 ※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。 ※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、②と回答すること	
2	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。	
③を選択の場合、予定年月を記載してください。 例:2023年8月にマニュアル策定予定であるならば、「2023/8」と記載。		
3	※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。 各種申請において申請者(申請者が家族であることを含む)よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。	
4	本人以外(事業主等)からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。	
5	マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ(マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類)に基づき、マイナンバーを取得しているか。	
6	マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。 (該当箇所全てに「○」を入れてください)	①住基ネットの利用(J-LIS照会)により確認している。 ②組織内の住基システム等により確認している。
7-1	住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所(住民票等の記載内容と一致(※)している場合に限る。以下同じ。)全部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。 (※)住所表記のゆれ(例:5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3)は一致とみなす。	
7-2	氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。	
7-3	【Q7-2において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。	
7-4	【Q7-3において①と回答した場合】 その情報はどれか。	
	【Q7-4において②と回答した場合】 その情報はどれか。	①漢字氏名 ②カナ氏名

項番	質問	回答をリストから選択 (一部自由記載)					
7-5	<p>(該当箇所全てに「○」を入れてください)</p> <table border="1" data-bbox="1409 240 1619 409"> <tr> <td data-bbox="1409 240 1619 299">③生年月日</td> <td data-bbox="1619 240 1988 299"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 299 1619 359">④性別</td> <td data-bbox="1619 299 1988 359"></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1409 359 1619 409">⑤住所</td> <td data-bbox="1619 359 1988 409"></td> </tr> </table>	③生年月日		④性別		⑤住所	
③生年月日							
④性別							
⑤住所							
8-1	<p>氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。</p>						
	<p>①を選択の場合、「別途の方法」の概要を記載してください。 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等)</p>						
8-2	<p>【Q8-1において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。</p>						
9	<p>マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用(J-LIS照会)や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。</p>						
10	<p>過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり(各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。)、それを国(制度所管庁)への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。</p>						

別紙2

特定個人 情報番号	情報提供対象情報	照会先 (紐付け実施機関)	担当局課室	問合せ先 (直通電話)	問合せ先 (メール)
3	児童手当法による児童手当若しくは特例給付の支給に関する情報	市区町村	成育局成育環境課児童手当管理室	03-6861-0225	jidouteate.shidou@cfa.go.jp
12	母子保健法による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報	市区町村	成育局母子保健課	03-6862-0402	boshihoken.yosan@cfa.go.jp
23-1	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報(療育の給付に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	成育局母子保健課	03-6862-0402	boshihoken.yosan@cfa.go.jp
80	母子保健法による妊娠の届出に関する情報	市区町村	成育局母子保健課	03-6862-0463	boshi-system@cfa.go.jp
86	母子保健法による妊娠又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報	市区町村	成育局母子保健課	03-6862-0463	boshi-system@cfa.go.jp
10	児童福祉法による障害児通所支援に関する情報	市区町村	支援局障害児支援課	03-3539-8344	shougaisien.hourei@cfa.go.jp
16	児童扶養手当法による児童扶養手当の支給に関する情報	都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所設置町村	支援局家庭福祉課	03-6859-0173	kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp
18	母子及び父子並びに寡婦福祉法による給付金の支給に関する情報	都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所設置町村	支援局家庭福祉課	03-6859-0173	kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp
19	児童福祉法による母子生活支援施設における保護の実施に関する情報	都道府県、市(特別区を含む)及び福祉事務所設置町村	支援局家庭福祉課	03-6859-0173	kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp
21	母子及び父子並びに寡婦福祉法による資金の貸付に関する情報	都道府県知事、指定都市及び中核市	支援局家庭福祉課	03-6859-0173	kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp
23-2	児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報(障害児入所給付費の支給に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	支援局障害児支援課	03-3539-8344	shougaisien.hourei@cfa.go.jp
24-1	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報(同法の措置のうち、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	支援局家庭福祉課	03-6859-0173	kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp
24-2	児童福祉法による障害児入所支援若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号の措置をいう。)に関する情報(障害児入所支援及び同法の措置のうち障害児入所施設に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	支援局障害児支援課	03-3539-8344	shougaisien.hourei@cfa.go.jp
25-1	児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報(同法第二十七条第一項第三号の措置(小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に関するものに限る。))及び同法第二十七条の二第一項の措置に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	支援局家庭福祉課	03-6859-0173	kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp
25-2	児童福祉法による障害児入所支援、措置(同法第二十七条第一項第三号若しくは第二項又は第二十七条の二第一項の措置をいう。)若しくは日常生活上の援助及び生活指導並びに就業の支援の実施に関する情報(障害児入所支援並びに同法第二十七条第一項第三号の措置(障害児入所施設に関するものに限る。))及び同条第二項の措置に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	支援局障害児支援課	03-3539-8344	shougaisien.hourei@cfa.go.jp
78-1	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報(同法第一項第三号の措置のうち、小規模住居型児童養育事業、里親、乳児院、児童養護施設、児童心理治療施設及び児童自立支援施設に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	支援局家庭福祉課	03-6859-0173	kateifukushi.kikaku1@cfa.go.jp
78-2	児童福祉法による障害児入所支援、小児慢性特定疾病医療費の支給若しくは措置(同法第二十七条第一項第三号又は第二項の措置をいう。)に関する情報(障害児入所支援並びに同法第一項第三号の措置(障害児入所施設に関するものに限る。))及び同条第二項の措置に関するものに限る。)	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	支援局障害児支援課	03-3539-8344	shougaisien.hourei@cfa.go.jp

①児童手当関係事務における
マイナンバー情報連携に係る実態調査について
(留意事項)

①児童手当関係事務におけるマイナンバー情報連携に係る実態調査に御対応いただくにあたっては、次ページ以降の「マイナンバー情報連携関係実態調査の補足説明について」のほか、以下に御留意いただきますようお願いいたします。

(1) 今般の調査は、所属庁支給分（市町村長が所属する市町村職員に対して支給する児童手当又は特例給付に係るもの）は調査対象外となります。

※ 現行のマイナンバー法においては、児童手当関係情報の情報提供者に児童手当法第 17 条第 1 項の下欄に掲げる者が含まれていないため。

(2) 本調査における「紐付け」とは、各業務において得た本人情報とマイナンバーを各業務において紐付け実施機関が最初に紐付ける際のことを指しています。

(3) マイナポータルで提供している「児童手当」に関する項目については、以下を御参照ください。

特定個人情報等の項目一覧 | マイナポータル

https://myna.go.jp/html/person_info_list.html

(4) 【〈Q 1 - 1〉の回答が②の場合】住登外の者（DV被害者等）に係る紐付けについて、住登者とその取扱いが異なる場合は、住登外の者に係る取扱いも別途回答いただきますようお願いいたします。

※ 回答様式を 2 枚に分けて作成いただき、冒頭の「制度情報（自由記載）」欄に、それぞれ「住登者」「住登外者」等と記載してください。

(5) 〈Q 2〉について、国として④のマニュアル等は作成していません。

マイナンバー情報連携関係実態調査の補足説明について

【Q1-1、1-2 の補足】

○設問に該当する、「…自動連携によりマイナンバーを取得する機能」を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合には、②を回答されたい。

【Q2 の補足】

○設問中のマニュアルとは、業務システム等により管理している情報に正確なマイナンバーを登録(紐付け)するための手続きを記載したマニュアルを意味しており、たとえば住基ネット(J-LIS 照会)の操作方法のみのマニュアル等だけ決めていても、紐付け業務に関するマニュアルを定めていることにはならない。

○市町村が回答する場合、市町村では「紐付け業務に関するマニュアル」を作成しておらず、都道府県が作成した管内市町村用のマニュアルを利用している場合は、④を回答されたい。

【Q3、Q5 の補足】

○Q3において、各種申請においてマイナンバーの記載を求めている場合には、申請者からマイナンバーの記載がない場合であっても、①を回答されたい。

また申請者からマイナンバーの記載がない場合に、紐付け実施機関が本人や事業者に対し、直接連絡をとり、マイナンバー確認書類等に基づきマイナンバーを取得している場合には、Q5①を回答されたい。

【Q4 の補足】

○設問中の「本人以外(事業主等)」の「等」には、紐付け実施機関が都道府県である場合であって、申請書を受け付け、都道府県に回付する市町村が含まれる。なお、「本人以外(事業主等)」の「等」には、家族は含まれない。

○なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第 16 条においては、「本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定されていることを申し添える。

【Q6 の補足】

○Q3 で②(申請者よりマイナンバーの記載または提示を求めている。)を選択し、マイナンバーを取得せず各種申請受付事務を進める場合など、①②いずれにも該当しない場合には Q6 の選択肢いずれにも○を付けないこと。

【Q10 の補足】

○自治体等が紐付け誤りのおそれがある事例(過去分も含む)を把握した場合には、まずは通知の照会先に相談されたい。なお、国としては、把握した紐付け誤り事案について、今後定期的に公表する予定としている。

○「過去」の範囲については、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲である。

【その他】

○紐付け実績がない場合には、その旨を回答されたい(調査表への回答は不要)。

○本調査については、調査票記入日時点の情報で回答されたい。

②母子保健関係事務における
マイナンバー情報連携に係る実態調査について
(留意事項)

②母子保健関係事務におけるマイナンバー情報連携に係る実態調査に御対応いただくにあたっては、以下に御留意いただきますようお願いいたします。

1. 調査表記入時点で回答ください。
2. 各質問への回答にあたっては、本資料 3 ページ目以降の「マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目 (母子保健関係補足)」を参考に回答ください。
3. 本調査における「紐付け」とは各業務において得た本人情報とマイナンバーを各業務において紐付け実施機関が最初に紐付ける際のことを指しています。
※ マイナポータルで提供している「母子保健」、「障害児支援・小児慢性特定疾病医療」に関する項目については、以下をご参照ください。
特定個人情報等の項目一覧 | マイナポータル
https://myrna.go.jp/html/person_info_list.html
4. 紐付け実施機関のうち、これまでマイナンバー情報との紐付け実績がない場合又は事業自体実施していない場合は、別紙 1 への回答は不要です。その場合は、別添 (共通)に該当の自治体名を記載の上、御提出ください。
5. 特定個人情報番号 23 (児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費、療育の給付若しくは障害児入所給付費の支給に関する情報) について、情報連携対象事務の性質を踏まえ、内容を分けて回答いただくこととなります。そのため、「療育の給付の支給情報に関する情報」の回答については、別紙 1 の「様式」シートの 6 行目「制度情報 (自由記載)」欄に、「23-1」と記載ください。
6. 特定個人情報番号 86 (母子保健法による妊産婦又は乳児若しくは幼児に対する健康診査に関する情報) については、妊婦健診、乳幼児健診の運用が異なる場合があるものと考えております。
そのような場合には、健診毎に別のシートで回答ください。回答を区別するため、別紙 1 の「様式」シートの 6 行目「制度情報 (自由記載)」欄に、回答の対象となる健診について、下記【制度情報分類】より選択し、枝番号を記載ください。
なお、各健診について特段運用が異なる場合は、「制度情報 (自由記載)」欄は空欄で構いません。

【制度情報分類】

86-1 妊婦健診、86-2 乳幼児健診

【記載例】妊婦健診と乳幼児健診で運用が異なり、乳幼児健診について回答する場合

制度情報(自由記載)	86-1
-------------------	------

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目
(母子保健関係補足)

(参考：用語説明)

- ・ 住基システム（住民記録システム／住民基本台帳システム）：市区町村で住民票に記載される事項を記録し、住民基本台帳法に基づく業務を行うシステム
- ・ 宛名管理システム（統合宛名システム）：個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理するシステム
- ・ 住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）：各種行政の基礎である住民基本台帳の4情報（氏名／住所／性別／生年月日）、個人番号と住民票コード、これらの変更情報についてネットワーク化を図り、全国共通に電子的な本人確認ができるシステム
- ・ （統合）宛名番号：宛名暗号は管内住民一人一人に振られる番号、統合宛名番号は住登外者を含めて情報連携等に活用するため、自治体内で一人ひとりに振られる番号

Q1-1【市町村問】当該団体の住民（住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

※ システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、
②と回答すること

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者（住登外者等）に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 該当の機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民（都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者）における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携（※）によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

※ 一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

※ システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、
②と回答すること

- ① 該当の機能を導入している（Q2以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 該当の機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。

- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

（補足）

- ・ 「紐付け業務に関するマニュアル」とは、業務システム等により管理している情報に正確なマイナンバーを登録（紐付け）することを担保するための手続きを記載したマニュアルのことを言います。たとえば住基ネット（J-LIS 照会）の操作方法のみのマニュアル等だけ定めていても、紐付け業務に関するマニュアルを定めていることにはなりません。
 - ・ 母子保健関係で国としては④の「マニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等」は作成していません。
 - ・ 市町村が回答する場合、市町村では「紐付け業務に関するマニュアル」を作成しておらず、都道府県が作成した管内市町村用のマニュアルを利用している場合は④になります。
- ※ 都道府県が管内市町村用のマニュアルを作成している場合において、市町村がそのマニュアルを踏まえて別途当該市町村用のマニュアルを作成している場合は①を選択してください。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態を御回答ください。

Q3 各種申請において申請者（申請者が家族であることを含む）よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6 へ）

（補足）

- ・ 各種申請においてマイナンバーの記載を求めている場合には、申請者からマイナンバーの記載がない場合であっても、①になります。

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、住基ネットの利用（J-LIS 照会）等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めていない場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

（補足）

- ・ 設問中の「本人以外（事業主等）」の「等」には、紐付け実施機関が都道府県である場合であって、申請書を受け付け、都道府県に回付する市町村が含まれます。なお、「本人以外（事業主等）」の「等」には、家族は含まれません。
- ・ なお、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第

16条においては、「本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定されていることを申し添えます。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

（補足）

- ・ 申請者からマイナンバーの記載がない場合に、紐付け実施機関が本人や事業者に対し、直接連絡をとり、マイナンバー確認書類等に基づきマイナンバーを取得している場合には、①になります。
- ・ 本人記載のマイナンバーについて、本人からの提出書類でなく、住基システム等で確認している場合は②を選択の上、Q6以降で住基システム等からマイナンバーを照会していることを回答してください。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。（該当箇所全てに「○」を入れてください）

- ① 住基ネットの利用（J-LIS照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

（補足）

- ・ ①②ともに該当する場合は回答では両方に○を記載してください。
- ・ Q3で「②申請者よりマイナンバーの記載または提示を求めている。」を選択し、マイナンバーを取得せず各種申請受付事務を進める場合など、①②のいずれにも該当しない場合にはQ6の選択肢のいずれにも○を付けないでください。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

※ 住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は完全一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

（補足）

- ・ 住基ネットの利用（J-LIS照会）等で照会する際に4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会している場合は①になります。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。(Q9へ)

(補足)

- ・ 住基ネットの利用 (J-LIS 照会) 等で照会する際に、3 情報以下でマイナンバーを取得している場合は①になります。
- ・ 「確認が出来ない場合」とは、申請書に生年月日、性別、住所が記載されていないなどにより把握しておらず、確認もできない場合を想定しています。

Q7-3 【Q7-2 において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。(Q8へ)

Q7-4 【Q7-3 において①と回答した場合】その情報はどれか。

- ① 氏名・生年月日・住所 (Q8へ)
- ② ①以外

Q7-5 【Q7-4 において②と回答した場合】その情報はどれか。(該当箇所全てに「○」を入れてください)

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用 (J-LIS 照会) や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法 (※) に基づき対応している。
(別途の方法の概要 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等) を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。)
- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。(Q9へ)
- ③ 紐付けを行わない。(Q9へ)

※ 「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2 【Q8-1 において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② ①以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
- ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

（補足）

- ・ ②は複数の職員で確認していない場合において、どのような理由で紐付け可能と判断したかをシステム上に記録している組織の場合に、③は複数の職員で確認していない場合において、どのような理由で紐付け可能と判断したかは記録しておらず、紐付けたことのみを記録している組織の場合に選択してください。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

（補足）

- ・ 自治体等が紐付け誤りのおそれがある事例（過去分も含む）を把握した場合には、まずは通知の照会先に相談ください。なお、国としては、把握した紐付け誤り事案について、今後定期的に公表する予定としています。
- ・ 「過去」の範囲については、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲のことを指します。

マイナンバー情報連携関係実態調査の留意事項 (③ひとり親家庭支援関係等)

○ 回答に当たっての全体の補足については以下のとおりです。なお各質問における補足については各質問の下に記載しています。

- ・ 本調査については、調査票記入日時点の情報で回答してください。
- ・ 本調査における「紐付け」とは、各業務において得た本人情報とマイナンバーを各業務において紐付け実施機関が最初に紐付ける際のことを指しています。
- ・ 紐付け実績がない場合には、その旨を回答してください(調査表(別紙1)の回答は不要)。
- ・ マイナポータルで提供している「ひとり親家庭支援関係等」に関する項目については、以下をご参照ください。

[特定個人情報等の項目一覧 | マイナポータル \(myna.go.jp\)](https://myna.go.jp/html/person_info_list.html)
(https://myna.go.jp/html/person_info_list.html)

※ 「ひとり親家庭への自立支援金給付情報」とは以下の情報となります。以下のうちいずれか一つでも紐付け実績がある場合は、調査票への回答が必要です。

- ・ 母子家庭の母又は父子家庭の父に対する自立支援教育訓練給付金、高等職業訓練促進給付金または高等職業訓練修了支援給付金の支給情報

Q1-1【市町村問】当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している(Q2 以降は上記以外の者(住登外者等)に対する調査としてご回答ください。)。
- ② 上記機能を導入していない(業務システムを導入していない場合を含む。)。

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答すること

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している(Q2 以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。)。
- ② 上記機能を導入していない(業務システムを導入していない場合を含む。)。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、②と回答すること

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

（Q2 の補足）

- ・ 設問中のマニュアルとは、業務システム等により管理している情報に正確なマイナンバーを登録（紐付け）するための手順を記載したマニュアルを意味しており、例えば住基ネット（J-LIS 照会）の操作方法のみのマニュアル等だけ定めていても、紐付け業務に関するマニュアルを定めていることにはなりません。
 - ・ ひとり親支援関係等では国として、④のマニュアル等は作成しておりません。
 - ・ 市町村が回答する場合、市町村では「紐付け業務に関するマニュアル」を作成しておらず、都道府県が作成した管内市町村用のマニュアルを利用している場合は、④を回答してください。
- ※ 都道府県が管内市町村用のマニュアルを作成している場合において、市町村がそのマニュアルを踏まえて別途当該市町村用のマニュアルを作成している場合は①を回答してください。

Q3 各種申請において申請者（申請者が家族であることを含む）よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6 へ）

（Q3 の補足）

- ・ 各種申請においてマイナンバーの記載を求めている場合には、申請者からマイナンバーの記載がない場合であっても、①を回答してください。
- ・ Q3 以降について、19、24-1、25-1、78-1については児童養護施設や母子生活支援施設等への被保護者・被措置者の情報の取得・マイナポータルへの紐付け業務についてご回答ください。
なお、Q3 の問について24-1、25-1、78-1は施設入所措置に係る業務につき、申請者はおきませんので、②を選択してください。

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、住基ネットの利用（J-LIS 照会）等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。

- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めている場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

（Q4 の補足）

- ・ 設問中の「本人以外（事業主等）」の「等」には、紐付け実施機関が都道府県である場合であって、申請書を受け付け、都道府県に回付する市町村が含まれます。なお、「本人以外（事業主等）」の「等」には、家族は含まれません。
- ・ なお、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「マイナンバー法」という。）第 16 条においては、「本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定されていることを申し添えます。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+ 本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10 へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

（Q5 の補足）

- ・ 本人記載のマイナンバーについて、本人からの提出書類でなく、住基システム等で確認している場合は②を選択のうえ、Q6 以降で住基システム等からマイナンバーを照会していることを回答してください。
- ・ 申請者からマイナンバーの記載がない場合に、紐付け実施機関が本人や事業者に対し、直接連絡をとり、マイナンバー確認書類等に基づきマイナンバーを取得している場合には、①を回答してください。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS 照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

（Q6 の補足）

- ・ ①②ともに該当する場合は回答で両方に○を記載してください。
- ・ Q3 で②（申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めている。）を選択し、マイナンバーを取得せず各種申請受付事務を進める場合など、①②いずれにも該当しない場合には Q6 の選択肢いずれにも○を付けないでください。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と一致（※）して

いる場合に限る。以下同じ。) 全部の情報により、住基ネットの利用 (J-LIS 照会) や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

(※) 住所表記のゆれ (例: 5 丁目-4 -3、5 -4 -3、5 の4 の3) は一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。(Q9 へ)

(Q7-2 の補足)

- ・ 「確認が出来ない場合」とは、申請書に生年月日、性別、住所が記載されていないなどにより把握しておらず、確認もできない状況を想定しています。

Q7-3 【Q7-2 において①と回答した場合】 氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3 において①と回答した場合】 その情報はどれか。

- ① 氏名・生年月日・住所
- ② ①以外

Q7-5 【Q7-4 において②と回答した場合】 その情報はどれか。(該当箇所全て選択)

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用 (J-LIS 照会) や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法 (※) に基づき対応している。
(別途の方法の概要 (マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等) を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。)
- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。(Q9 へ)
- ③ 紐付けを行わない。(Q9 へ)

(※) 「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

Q8-2 【Q8-1 において①と回答した場合】 別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② ①以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。
- ④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

（Q9 の補足）

- ・ ②は複数の職員で確認していない場合において、どのような理由で紐付け可能と判断したかをシステム上に記録しているときに選択し、③は複数の職員で確認していない場合において、どのような理由で紐付け可能と判断したかは記録しておらず、紐付けたことのみを記録しているときに選択してください。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

（Q10 の補足）

- ・ 自治体等が紐付け誤りのおそれがある事例（過去分も含む）を把握した場合には、まずは通知の照会先（別紙2 参照）に相談してください。なお、国としては、把握した紐付け誤り事案について、今後定期的に公表する予定としています。
- ・ 「過去」の範囲については、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲です。

（参考：用語説明）

- ・ 住基システム（住民記録システム／住民基本台帳システム）：市区町村で住民票に記載さ

れる事項を記録し、住民基本台帳法に基づく業務を行うシステム

- ・ 宛名管理システム（統合宛名システム）：個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理するシステム
- ・ 住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）：各種行政の基礎である住民基本台帳の4情報（氏名／住所／性別／生年月日）、マイナンバーと住民票コード、これらの変更情報についてネットワーク化を図り、全国共通に電子的な本人確認ができるシステム
- ・ （統合）宛名番号：宛名暗号は管内住民一人一人に振られる番号、統合宛名番号は住登外者を含めて情報連携等に活用するため自治体内で一人一人に振られる番号

【別紙3 - 4】

マイナンバー情報連携関係実態調査 調査項目 (④障害児支援関係)

(補足)

- ・本調査については、調査票記入日時点の情報で回答してください。
- ・本調査における「紐付け」とは各業務において得た本人情報とマイナンバーを各業務において紐付け実施機関が最初に紐付ける際のことを指しています。
- ・紐付け実績がない場合には、その旨を回答してください(調査表(別紙1)の回答は不要)。
- ・別紙2のA列特定個人情報番号10,23-2,24-2,25-2,78-2(※)とマイナンバーとの紐付け業務に関して回答してください。その際、紐付け業務を行っている、通所給付決定の主体である市区町村並びに入所給付決定(措置を含む。)の主体である都道府県、指定都市及び児童相談所設置市(以下「都道府県等」という。)ごとに回答してください。

(※) 具体的な情報については、下記 URL の「子ども・子育て」の「障害児支援・小児慢性特定疾病医療」の項目を参照してください。

特定個人情報等の項目一覧 | マイナポータル (myna.go.jp)

- ・特定個人情報番号23-2,24-2,25-2,78-2について、情報連携対象事務の性質を踏まえ、内容を分けて回答いただくこととなります。そのためこれらの回答については、別紙1の「様式」シートの6行目「制度情報(自由記載)」欄に、それぞれ「23-2」「24-2」「25-2」「78-2」と記載ください。

Q1-1【市町村問】当該団体の住民(住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

- ① 該当の機能を導入している(Q2以降は上記以外の者(住登外者等)に対する調査としてご回答ください。)
- ② 上記機能を導入していない(業務システムを導入していない場合を含む。)

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答すること

(補足)

- ・障害児通所支援関係の情報を管理するシステムが存在している場合(他の障害福祉サービスに関する情報を管理するシステムに機能として内蔵されている場合を含む。以下同じ。)であって、当該システムと住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入している場合は①を回答してください。なお、そのうえで、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答してください。

Q1-2【都道府県問】当該団体の住民(都道府県内の市町村の住民基本台帳に記載されている者)における各業務システムについて、住基ネットの都道府県サーバーとの自動連携(※)によりマイナンバーを取得する機能を導入しているか。

【別紙3 - 4】

- ① 該当の機能を導入している（Q2 以降は上記以外の者に対する調査としてご回答ください。）。
- ② 上記機能を導入していない（業務システムを導入していない場合を含む。）。

※一定の条件で住基ネットの都道府県サーバーから自動的に業務システムがマイナンバー等の情報を取り込むことを想定しており、住基ネット全国センターに対する通常の即時照会や一括照会によるものとは異なる。

※システム上該当の機能を導入しているが、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合に、②と回答すること

（補足）

- ・障害児入所支援関係の情報を管理するシステムが存在している場合であって、当該システムと住基システム又は宛名管理システムとの自動連携によりマイナンバーを取得する機能を導入している場合は①を回答してください。なお、そのうえで、実際には該当の機能を紐付け作業に活用していない場合は、②と回答してください。

Q2 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務に関するマニュアルを定めているか。

- ① 定めている。
- ② 定めていない。
- ③ 定める予定である（ 年 月）。
- ④ 定めていないが、制度所管省庁の紐付け業務に関するマニュアル・ガイドライン（事務処理要領）等がある。

※ 以降の調査項目では、マニュアルの規定内容を回答するのではなく、業務の実態をご回答ください。

（補足）

- ・設問中のマニュアルとは、業務システム等により管理している情報に正確なマイナンバーを登録（紐付け）するための手続きを記載したマニュアルを意味しており、たとえば住基ネット（J-LIS 照会）の操作方法のみのマニュアル等だけ定めていても、紐付け業務に関するマニュアルを定めていることにはなりません。
 - ・障害児支援関係では国として、④のマニュアル等は作成しておりません。
 - ・市町村が回答する場合、市町村では「紐付け業務に関するマニュアル」を作成しておらず、都道府県が作成した管内市町村用のマニュアルを利用している場合は、④を回答してください。
- ※都道府県が管内市町村用のマニュアルを作成している場合において、市町村がそのマニュアルを踏まえて別途当該市町村用のマニュアルを作成している場合は①を回答してください。

Q3 各種申請において申請者（申請者が家族であることを含む）よりマイナンバーの記載又は提示を求めているか。

- ① 求めている。
- ② 求めていない。（Q6 へ）

【別紙3 - 4】

(補足)

- ・申請書にマイナンバーを記載する欄がある場合は①になります。
- ・通所系については市区町村ごとに、入所系については都道府県等ごとに回答いただくとともに、都道府県等から児童相談所へ申請受付受理の事務を委任している場合は、都道府県等が児童相談所に対して、当該事務を行うにあたって求めている内容を念頭に回答してください（Q4 以降も同じ）。
- ・特定個人情報番号 24-2、25-2 及び 78-2 には、一方で障害入所支援に係る業務も含まれており、他方で児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の措置（障害児入所施設に関するものに限る。）及び同条第 2 項の措置が含まれているところ、当該措置に係る業務については申請者はいませんが、特定個人情報番号 24-2、25-2 及び 78-2 に係る Q3 の回答にあたっては、障害児入所支援を念頭において①を選択してください。なお、Q4,5 の特定個人情報番号 24-2、25-2 及び 78-2 に係る回答にあたっては、障害児入所支援を念頭においてください。

Q4 本人以外（事業主等）からマイナンバーを得ている場合、どのように確認しているか。

- ① 事業主等から提出された場合でも、住基ネットの利用（J-LIS 照会）等によりマイナンバーを確認している又は本人から提出されたマイナンバーを事業主等が確認書類により確認している。
- ② 確認していない（事業主等がマイナンバーを確認書類による確認を求めている場合も含む。）。
- ③ 本人以外（事業主等）からの届出は無い。

(補足)

- ・設問中の「本人以外（事業主等）」の「等」には、紐付け実施機関が都道府県である場合であって、申請書を受け付け、都道府県に回付する市町村が含まれます。なお、「本人以外（事業主等）」の「等」には、家族は含まれません。すなわち、申請書に障害児のマイナンバーを記載してもらうことについては、「本人以外」からマイナンバーを得ている場合には該当しません。
- ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第 16 条においては、「本人から個人番号の提供を受けるときは、当該提供をする者から個人番号カードの提示を受けることその他その者が本人であることを確認するための措置として政令で定める措置をとらなければならない。」と規定されていることを申し添えます。

Q5 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、当該事務に係る対象者又は他の行政機関・部署から、マイナンバー確認書類・データ（マイナンバー記載の住民票、マイナンバーカード、通知カード+ 本人確認書類）に基づき、マイナンバーを取得しているか。

- ① 必ず上記方法により取得しており、確認書類が揃わないこと等によりマイナンバーを取得できない場合は紐付けない。（Q10 へ）
- ② ①以外の方法により取得している。

【別紙3 - 4】

(補足)

- ・本人記載のマイナンバーについて、本人からの提出書類でなく、住基システム等で確認している場合は②を選択のうえ、Q6以降で住基システム等からマイナンバーを照会していることを回答してください。
- ・申請者からマイナンバーの記載がない場合に、紐付け実施機関が本人や事業者に対し、直接連絡をとり、マイナンバー確認書類等に基づきマイナンバーを取得している場合には、①を回答してください。

Q6 マイナンバーの記載がない場合又は提出がない場合、どのように対応しているか。

- ① 住基ネットの利用（J-LIS 照会）により確認している。
- ② 組織内の住基システム等により確認している。

(補足)

- ・①②ともに該当する場合は回答で両方に○を記載してください。
- ・Q3で②（申請者よりマイナンバーの記載又は提示を求めている。）を選択し、マイナンバーを取得せず各種申請受付事務を進める場合など、①②いずれにも該当しない場合にはQ6の選択肢いずれにも○を付けないでください。

Q7-1 住民票等記載の氏名・生年月日・性別・住所（住民票等の記載内容と一致（※）している場合に限る。以下同じ。）全部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを照会し、マイナンバーを取得しているか。

（※）住所表記のゆれ（例：5丁目-4-3、5-4-3、5の4の3）は一致とみなす。

- ① 取得している。
- ② 取得していない。

(補足)

・住基ネットの利用（J-LIS 照会）等で照会する際に4情報（氏名・生年月日・性別・住所）で照会している場合は①になります。

Q7-2 氏名・生年月日・性別・住所の確認が出来ない場合、どのように対応しているか。

- ① 氏名・生年月日・性別・住所の一部の情報によりマイナンバーを取得している。
- ② 紐付けを行わない。（Q9へ）

(補足)

- ・住基ネットの利用（J-LIS 照会）等で照会する際に、3情報以下でマイナンバーを取得している場合は①になります。
- ・「確認が出来ない場合」とは、申請書に生年月日、性別、住所が記載されていないなどにより把握しておらず、確認もできない状況を想定しています。

Q7-3 【Q7-2において①と回答した場合】氏名・生年月日・性別・住所のうち、どの情報で

【別紙3 - 4】

照会するか決めているか。

- ① 決めている。
- ② 決めていない。

Q7-4 【Q7-3において①と回答した場合】その情報はどれか。

- ① 氏名・生年月日・住所
- ② ①以外

Q7-5 【Q7-4において②と回答した場合】その情報はどれか。(該当箇所全て選択)

- ① 漢字氏名
- ② カナ氏名
- ③ 生年月日
- ④ 性別
- ⑤ 住所

Q8-1 氏名・生年月日・性別・住所のうち一部の情報により、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、マイナンバーを取得しているが、照会の結果、複数の者が該当した場合、どのように対応しているか。

- ① 組織で定めた別途の方法（※）に基づき対応している。
(別途の方法の概要（マニュアルの有無、別途の方法で特定した場合の確認方法等）を記載のうえ補足資料があれば提出をお願いします。)
- ② 具体的に定めた方法はなく、担当者に事実上任されている。(Q9 へ)
- ③ 紐付けを行わない。(Q9 へ)

(※)「別途の方法」の例

例1 当初のマイナンバー照会の際には用いなかった本人確認4 情報を追加的に用い、複数担当者・複数回による確認を経て、最終的には本人確認4 情報全てにより特定

例2 住所として表示された場所にマイナンバーを照会する文書を送付し、マイナンバーを確認 等

Q8-2 【Q8-1において①と回答した場合】別途の方法にて対応する際、本人として特定できた場合のみ紐付けを行っているか。

- ① 必ず別途の方法で、本人として特定できた者に限り紐付けしている（特定できなかった場合については紐付けしていない）。
- ② 別途の方法で、本人として特定できなかった者についても紐付けを行っている場合もある。

Q9 マイナポータル閲覧対象事務に係る紐付け業務を行う際、住基ネットの利用（J-LIS 照会）や組織内の住基システム等からマイナンバーを確認し、情報を紐付けるための手順として、どのような対応をとっているか。

- ① 複数職員で確認している。
- ② ①以外の場合であって、システム上、承認する理由を記載させるなど記録が残るようにしている。
- ③ ①以外の場合であって、完全一致していないが、紐付けたことを記録として残している。

【別紙3 - 4】

④ 特に記録を残したり、別の職員が確認したりしていない。

(補足)

- ・②は複数の職員で確認していない場合において、どのような理由で紐付け可能と判断したかをシステム上に記録している組織が選択し、③は複数の職員で確認していない場合において、どのような理由で紐付け可能と判断したかは記録しておらず、紐付けたことのみを記録している組織が選択してください。

Q10 過去に何らかの原因でマイナンバーの紐付け誤りがあり（各業務システム内のデータが適正でなかった場合に起因する紐付け誤りを含む。）、それを国（制度所管庁）への報告や公表のいずれもしていない事例がないか。ある場合、その原因は特定できているか。また改善されているか。

- ① 事例はない。
- ② 事例はある。原因も特定されており、改善されている（概要を添付してください。）。
- ③ 事例はある。原因も特定されているが、改善されていない（概要を添付してください。）。
- ④ 事例はある。原因が特定されず、改善されていない（概要を添付してください。）。

(補足)

- ・自治体等が紐付け誤りのおそれがある事例（過去分も含む）を把握した場合には、まずは通知の照会先（別紙2 参照）に相談してください。なお、国としては、把握した紐付け誤り事案について、今後定期的に公表する予定としています。
- ・「過去」の範囲については、マイナンバー法施行以降、遡及可能な範囲です。

【参考：用語説明】

- ・住基システム（住民記録システム／住民基本台帳システム）：市区町村で住民票に記載される事項を記録し、住民基本台帳法に基づく業務を行うシステム
- ・宛名管理システム（統合宛名システム）：個人の住民登録者及び住民登録外者、法人の住所・氏名・送付先等の宛名情報を管理するシステム
- ・住基ネット（住民基本台帳ネットワークシステム）：各種行政の基礎である住民基本台帳の4情報（氏名／住所／性別／生年月日）、個人番号と住民票コード、これらの変更情報についてネットワーク化を図り、全国共通に電子的な本人確認ができるシステム
- ・（統合）宛名番号：宛名暗号は管内住民一人一人に振られる番号、統合宛名番号は住登外者を含めて情報連携等に活用するため自治体内で一人一人に振られる番号

(別添)

※黄色の箇所を埋めてください。

※都道府県で、都道府県分及び管内の市区町村分の回答を集約いただき、御提出ください。

特定個人情報番号		
No.	都道府県名	市町村名
1	〇〇県	〇〇市
2	〇〇県	××町
3	〇〇県	△△村
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		
21		
22		
23		
24		
25		
26		
27		
28		
29		
30		